

よくある質問

アルバイトの学生さんからよくある質問をまとめました。参考にしてみてくださいね。

Q バイトの求人サイトには「基本給は時給850円」と書かれていたのに、給料明細を見たら基本給は時給780円でした。初めの説明と金額が違うのっておかしくない??

A 雇用契約書や労働条件通知書の「賃金」がいくらになっているかを確認しましょう。そこに書かれた金額が、アルバイト先とあなたが約束した契約の内容になります。それらの書類が見られない場合でも、求人サイトの記載が資料になる場合があります。アルバイトをはじめたときの求人サイトのページは印刷して残しておくようにしましょう。

Q 商品が売れ残ると強制的に買わされます。クリスマスにバイトした時には給料の代わりだといってケーキを渡されました。僕はちゃんとお金で給料を払ってほしいんだけど、もらえないの??

A もらえます。給料は必ず現金で支払われなければなりません。売れ残った商品を受け取っていたとしても、通常の給料を現金で払うように請求できます。もちろん、商品を買取る義務もありません。



Q 皿やグラスを割ったら、罰金といって給料から天引きされました。皿を割った私が悪いので、仕方ないの??

A いいえ。給料は、労働時間に対応する全額が支払われなければなりません。給料からの一方的な天引きは、どんな名目であれ禁止されており違法です。また、普通に働いていてわざとでなく皿を割った場合、必ずしも全額を賠償しなければならないわけではありません。



Q 一度シフトが決まった以上、休むときは代わりの人間を探さないと休めないと言われました。熱があっても我慢して出勤したこともあります。代わりの人を探さないと休めないので??

A いいえ。欠勤する場合にも、代わりの労働者を探す義務はありません。そういった事態に対応するのは、経営者の仕事です。また、アルバイトでも6か月以上働けば有給休暇が取得できますので、有給を使って休むこともできます。



ブラックバイト対策弁護団あいち

事務局連絡先 名古屋第一法律事務所

bb.help.aichi@gmail.com twitter: @bbbengodan

TEL.052-211-2236

「ブラックバイトのチラシを見た」とお伝え下さい

学生さんは相談無料

大人の皆様へ

ブラックバイト問題を知り、そして広めてください。

無料相談や講演活動を支援くださる方は、下記口座までお願いいたします。

ゆうちょ銀行

記号 12150

番号 59728621

他銀行からの振込みの受取口座とする場合

店名 二一八(ニイチハチ)

店番 218

口座番号 5972862

